

密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものを定める告示の一部改正に関する表（平成三十年四月一日施行）

改正後	改正前
<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第三十九条第三項に規定する密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p>	<p>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第三十九条第四項に規定する密封された放射性同位元素であつて人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	